

令和2年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和2年5月15日（金） 13:25～13:45

2 開催場所 青森市役所柳川庁舎 2階 大会議室

3 対象施設 青森市西部工業団地多目的施設

4 出席者

(1) 選定評価委員

委員長	小野 正貴（企画部次長）
副委員長	大久保 文人（総務部次長）
委員	森 宏之（青森大学教授）
委員	工藤 哲也（税務部次長）
委員	小笠原 訓史（農林水産部次長）
委員	佐々木 浩文（都市整備部次長）

(2) 施設所管課（経済政策課）

主 幹	高坂 和磨
主 事	山口 大夢
主 事	富田 功樹

(3) 制度所管課（財政課）

副参事	鈴木 健司
主 幹	熊谷 圭介
主 査	吉田 敏和

5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。

- (1) 指定管理者制度導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：一部利用料金制
- (4) 募集形態：公募
- (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

7 主な質疑応答

委員：指定管理者制度の導入により、市が直営もしくは施設管理業務委託に比べ、業務の管理運営及び効率性についてメリットがあると説明されているが、具体的な管理運

営に関するメリットや効率性としての費用等に関する試算を示すことはできないのか。

施設所管課：当該施設については、指定管理制度導入により、広告費などの抑制が図られるとしているが、広告宣伝の効果等については、具体的な数値での比較ができず、試算は難しいと思われる。

しかし、現指定管理者の(株)城ヶ倉観光の場合、市内で複数のホテル・飲食店を営んでいることなどから、施設の広告宣伝に関して相応のノウハウとネットワークを有しており、会社ホームページへの掲載やダイレクトメールの送付等により、効率的なPRが行えているものとする。